

# 住まいの「耐震化」を支援します!

## 耐震診断補助制度

○昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅が対象

※所有者自ら居住する個人所有の住宅が対象です（店舗等との併用住宅及び借家は対象外）

### <派遣制度>

市が耐震診断費用を負担してお住まいの住宅に診断士を派遣

### <自己負担額>

事務手数料 5千円

## 耐震改修補助制度

○耐震診断で改修が必要と判断された住宅が対象

### <総合支援事業>

耐震改修補強設計と耐震補強工事とを総合的に行う事業に対して、最大80%※を補助

（※補助上限100万円）

【例】費用合計が150万円の場合  
→100万円を補助  
※工事費用が125万円以上のもの  
については、100万円が限度

## ブロック塀等の除去補助制度

○安全点検チェック項目に不適合があるブロック塀が対象

<危険なブロック塀等の除去費用に対して、  
2/3を補助>

下記の金額のいずれか最少額となっているものが補助対象額です。

- (1) 見積等により撤去工事において実際に要する費用
- (2) 20万円（上限額）
- (3) 「撤去長さ」に「1m当り1万円」の基準額を乗じた額



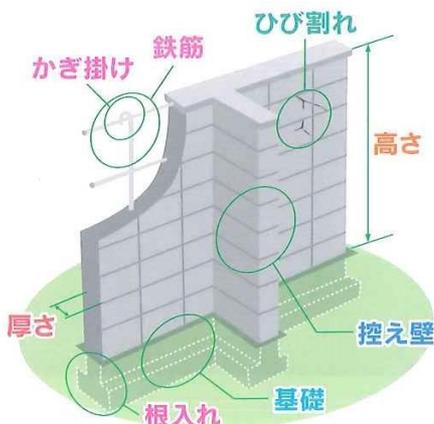
### 【算定例】

15mのブロック塀を撤去するのに18万円要した場合  
(1)18万円  
(2)20万円（上限）  
(3)15m×1万円/m=15万円  
⇒以上から、補助対象額は15万円となり、その2/3=10万円が補助額となります。

## ～ブロック塀の安全点検を行いましょ～

### ブロック塀除去の補助があります!

大地震により、ブロック塀が倒壊する場合があります。以下の項目を点検し、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



塀は高すぎないか  
塀の高さは地盤から2.2m以下まで

塀は健全か  
塀に傾きや、ひび割れはありませんか

基礎があるか  
コンクリートの基礎はありますか

<専門家に相談しましょう>

塀に鉄筋は入っていますか※

※塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

塀の厚さは十分か  
塀の厚さは10cm以上ありますか  
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上必要です)

控え壁はあるか  
(塀の高さが1.2m超の場合)  
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がありますか

出典:パンフレット「地震からわが家を守る」  
日本建築防災協会 2013.1 より一部改



### <問合せ先>

嬉野市役所 新幹線・まちづくり課  
嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地  
TEL: 0954-27-7020